

那 霸 市 公 報

第 1 7 9 4 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇条 例◇

○那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
 (納税課) 1374

◇規 則◇

○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (消防局予防課) 1377

○那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則 (消防局予防課)
 1384

○那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行
 細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 1387

○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ...
 1390

◇告 示◇

○令和 3 年 (2021 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 1395

○随意契約の公表について (こども教育保育課) 1395

◇公 告◇

○那覇市安謝福祉複合施設 (那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家) 指定管
 理者募集について (ちゃーがんじゅう課) 1397

◇選挙管理委員会告示◇

○当選人の住所及び氏名について 1401

条 例

那覇市条例第47号
令和3年7月20日
公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。)にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者</p>	<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。)にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等に</p>

<p>等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

那霸市規則第25号
令和3年7月30日
公 布 済

那霸市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第58条第16号に掲げる設備 <u>水素ガスを充てんする気球の設置届出書</u>(第6号様式)</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定洞道等の届出)</p> <p>第7条 条例第60条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出は、<u>指定洞道等届出書</u>(第13号様式)によるものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第60条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>指定洞道等</u>の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図</p> <p>(2) <u>指定洞道等</u>の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書</p> <p>(3) <u>指定洞道等</u>の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第58条第16号に掲げる設備 <u>水素ガスを充填する気球の設置届出書</u>(第6号様式)</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定洞道等の届出)</p> <p>第7条 条例第60条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出は、<u>指定洞道等届出書</u>(第13号様式)によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) <u>指定洞道等</u>の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図</p> <p>(2) <u>指定洞道等</u>の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書</p> <p>(3) <u>指定洞道等</u>の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書</p>

<p>ア～オ [略]</p> <p>3 条例第60条第2項に規定する重要な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>指定洞道等</u>^{とう}の経路の変更</p> <p>(2) <u>指定洞道等</u>^{とう}の出入口、換気口等の新設又は撤去</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>第1号様式(第2条の2関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 779 783 898"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊞</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の3(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 1032 783 1151"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊞</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の4(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 1285 783 1404"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊞</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の6(第3条の3関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 1538 783 1733"> <tr> <td>[略]</td> <td>(法人の場合は、名称及び代表者)㊞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊞</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="284 1868 783 1944"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td>㊞</td> </tr> </table>	[略]	氏名	㊞	[略]			[略]	氏名	㊞	[略]			[略]	氏名	㊞	[略]			[略]	(法人の場合は、名称及び代表者)㊞		[略]	氏名	㊞	[略]			[略]	氏名	㊞	<p>ア～オ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) <u>指定洞道等</u>の経路の変更</p> <p>(2) <u>指定洞道等</u>の出入口、換気口等の新設又は撤去</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>第1号様式(第2条の2関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 779 1334 898"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の3(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 1032 1334 1151"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の4(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 1285 1334 1404"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第1号様式の6(第3条の3関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 1538 1334 1733"> <tr> <td>[略]</td> <td>(法人の場合は、名称及び代表者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 1868 1334 1944"> <tr> <td>[略]</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]			[略]	(法人の場合は、名称及び代表者)		[略]	氏名		[略]			[略]	氏名	
[略]	氏名	㊞																																																											
[略]																																																													
[略]	氏名	㊞																																																											
[略]																																																													
[略]	氏名	㊞																																																											
[略]																																																													
[略]	(法人の場合は、名称及び代表者)㊞																																																												
[略]	氏名	㊞																																																											
[略]																																																													
[略]	氏名	㊞																																																											
[略]	氏名																																																												
[略]																																																													
[略]	氏名																																																												
[略]																																																													
[略]	氏名																																																												
[略]																																																													
[略]	(法人の場合は、名称及び代表者)																																																												
[略]	氏名																																																												
[略]																																																													
[略]	氏名																																																												

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>第3号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第4号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第5号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第6号様式(第5条関係)</p> <p>水素ガスを充てんする気球の設置届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>下記のとおり水素ガスを充てんする気球を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 40%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">充てん作業の方法</td> <td style="width: 40%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第7号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第8号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	氏名	印	[略]	氏名	印	[略]	氏名	印	[略]	氏名	印	[略]	[略]	充てん作業の方法	[略]	[略]		[略]	氏名	印	[略]	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>第3号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第4号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第5号様式(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第6号様式(第5条関係)</p> <p>水素ガスを充填する気球の設置届出書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>下記のとおり水素ガスを充填する気球を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 40%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">充填作業の方法</td> <td style="width: 40%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第7号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第8号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	氏名		[略]	氏名		[略]	氏名		[略]	氏名		[略]	[略]	充填作業の方法	[略]	[略]		[略]	氏名		[略]
[略]	氏名	印																																											
[略]	氏名	印																																											
[略]	氏名	印																																											
[略]	氏名	印																																											
[略]	[略]																																												
充てん作業の方法	[略]																																												
[略]																																													
[略]	氏名	印																																											
[略]																																													
[略]	氏名																																												
[略]	氏名																																												
[略]	氏名																																												
[略]	氏名																																												
[略]	[略]																																												
充填作業の方法	[略]																																												
[略]																																													
[略]	氏名																																												
[略]																																													

<p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>第9号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第10号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第11号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第11号様式の2(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第12号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第13号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定^と洞道等届出書(新規・変更)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 (印)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>第9号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第10号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第11号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第11号様式の2(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第12号様式(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>第13号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定洞道等届出書(新規・変更)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
---	--

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><small>とぅ</small> 洞道等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 <small>とぅ</small>洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。 3 [略] <p>第13号様式の2(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第14号様式(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第14号様式の2(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第16号様式(第11条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	<small>とぅ</small> 洞道等の名称		[略]		[略]	氏名	(印)	[略]			[略]	氏名	(印)	[略]			[略]	氏名	(印)	[略]			[略]	氏名	(印)	[略]			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">洞道等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。 3 [略] <p>第13号様式の2(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第14号様式(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第14号様式の2(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第16号様式(第11条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	洞道等の名称		[略]		[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]			[略]	氏名		[略]		
<small>とぅ</small> 洞道等の名称																																																									
[略]																																																									
[略]	氏名	(印)																																																							
[略]																																																									
[略]	氏名	(印)																																																							
[略]																																																									
[略]	氏名	(印)																																																							
[略]																																																									
[略]	氏名	(印)																																																							
[略]																																																									
洞道等の名称																																																									
[略]																																																									
[略]	氏名																																																								
[略]																																																									
[略]	氏名																																																								
[略]																																																									
[略]	氏名																																																								
[略]																																																									
[略]	氏名																																																								
[略]																																																									
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 																																																									

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

根拠条文	規制事項 標識類の種類	寸法		色	
		cm 巾	cm 長さ	地	文字
[略]					
第17条第1項第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の標示	[略]			
[略]					

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

根拠条文	規制事項 標識類の種類	寸法		色	
		cm 巾	cm 長さ	地	文字
[略]					
第17条第1項第3号	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の標示	[略]			
[略]					

那覇市規則第26号
令和3年7月30日
公 布 済

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

那覇市危険物の規制に関する規則(昭和47年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条関係) [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div> [略]	第1号様式(第2条関係) [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div> [略]
第4号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第4号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第5号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第5号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第6号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第6号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第7号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第7号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第8号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第8号様式(第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第9号様式(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) [略] </div>	第9号様式(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 [略] </div>
第11号様式(第7条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 (印) </div>	第11号様式(第7条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> [略] 氏名 </div>

[略]	[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那霸市規則第27号
令和3年7月30日
公 布 済

那霸市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(薬局等の管理者の兼務の許可等)</p> <p>第2条 <u>法第7条第3項ただし書、法第28条第3項ただし書、法第35条第3項ただし書又は法第39条の2第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の許可をしたときは管理者兼務許可証(第2号様式。以下「許可証」という。)を、同項の許可をしないときは管理者兼務不許可通知書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る実務に従事しなくなったときは、速やかに管理者兼務廃止届(第4号様式)に許可証を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え及び再交付の申請)</p> <p>第3条 前条第1項の許可を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、管理者兼務許可証書換え交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の許可を受けた者は、許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、管理者兼務許可証再交付申請書(第6号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。</p>	<p>(薬局等の管理者の兼務の許可等)</p> <p>第2条 <u>法第7条第4項ただし書、法第28条第4項ただし書、法第35条第4項ただし書又は法第39条の2第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書を保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の許可をしたときは管理者兼務許可証(以下「許可証」という。)を、同項の許可をしないときは管理者兼務不許可通知書を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る実務に従事しなくなったときは、速やかに管理者兼務廃止届に許可証を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え及び再交付の申請)</p> <p>第3条 前条第1項の許可を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、管理者兼務許可証書換え交付申請書に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の許可を受けた者は、許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、管理者兼務許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。</p> <p>(様式等)</p> <p>第4条 <u>この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。</u></p>

<p><u>第4条</u> [略]</p> <p>第1号様式(第2条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第2条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第2条関係) [略]</p> <p>第4号様式(第2条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第6号様式(第3条関係) [略]</p>	<p>[表 別記]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正後 別記]

[第4条の表]

文書の名称	根拠条項
管理者兼務許可申請書	第2条第1項
管理者兼務許可証	第2条第2項
管理者兼務不許可通知書	第2条第2項
管理者兼務廃止届	第2条第3項
管理者兼務許可証書換え交付申請書	第3条第1項
管理者兼務許可証再交付申請書	第3条第2項

那覇市規則第28号
令和3年7月30日
公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務)</p> <p>第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第7条第3項ただし書</u>の規定による薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他の薬事に関する実務に従事することの許可に關すること。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第12条第2項</u>の規定による医薬品の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に關すること。</p> <p>(7) <u>法第13条第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定による医薬品の製造業の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に關すること。</p> <p>(8) <u>法第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定による医</p>	<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第7条第4項ただし書</u>の規定による薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他の薬事に関する実務に従事することの許可に關すること。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第12条第4項</u>の規定による医薬品の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に關すること。</p> <p>(7) <u>法第13条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u>の規定による医薬品の製造業の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に關すること。</p> <p>(8) <u>法第13条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u>の規定による医</p>

薬品の製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。

(9) [略]

(10) 法第14条第9項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。

(11) 法第14条第10項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。

(12)～(17) [略]

(18) 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。

(19) 法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。

(20) [略]

(21) 法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事。

(22) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関する事。

(23)～(25) [略]

(26)～(27) [略]

(28) 法第69条第4項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去

薬品の製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。

(9) [略]

(10) 法第14条第15項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。

(11) 法第14条第16項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。

(12)～(17) [略]

(18) 法第28条第4項ただし書の規定による店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。

(19) 法第35条第4項ただし書の規定による営業管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。

(20) [略]

(21) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事。

(22) 法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関する事。

(23)～(25) [略]

(26) 法第68条の11の規定による報告の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に関する事。

(27)～(28) [略]

(29) 法第69条第4項及び第6項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問

に關すること。

(29) [略]

(30) 法第70条第2項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関する事。

(31)～(34) [略]

(35)～(36) [略]

(37)～(42) [略]

(43) 法第77条の4の3の規定による報告の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に関する事。

(44) [略]

(45) 政令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関する事。

(46) 政令第1条の5の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関する事。

(47) 政令第1条の6の規定による薬局開設の許可証の再交付に関する事。

(48) 政令第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関する事。

(49) 政令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳に関する事。

(50) 政令第2条の規定による総取扱処方せん数の届出の受理に関する事。

(51)～(69) [略]

及び収去に關すること。

(30) [略]

(31) 法第70条第3項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関する事。

(32)～(35) [略]

(36) 法第72条の2の2の規定による改善措置の命令(薬局開設者等並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。)に関する事。

(37)～(38) [略]

(39) 法第72条の5第1項の規定による違反広告に係る措置の命令に関する事。

(40) 法第72条の5第2項の規定による違反広告の送信を防止する措置の要請に関する事。

(41)～(46) [略]

(47) [略]

(48) 政令第2条の2の規定による薬局開設の許可証の交付に関する事。

(49) 政令第2条の3の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関する事。

(50) 政令第2条の4の規定による薬局開設の許可証の再交付に関する事。

(51) 政令第2条の5の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関する事。

(52) 政令第2条の6の規定による薬局開設の許可台帳に関する事。

(53) 政令第2条の13の規定による総取扱処方せん数の届出の受理に関する事。

(54)～(72) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 245 号
令和 3 年 7 月 26 日
掲 示 済

令和 3 年 (2021 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 3 年 (2021 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和 3 年 8 月 2 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 令和 3 年 7 月 7 日津波避難ビルにおける 780 回分のワクチン廃棄及び現行のワクチン接種体制の報告について

那覇市告示第 261 号
令和 3 年 8 月 2 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	那覇市立認定こども園等営繕業務委託 （契約期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 業務に従事する労働者について、最低賃金法に定める最低賃金以上の賃金を 遵守していること及び、労働時間、休日、安全衛生等 適正な労働環境を確保していること。
申請方法	見積書提出（期限：令和 3 年 8 月 16 日）
契約担当課	こどもみらい部こども教育保育課 電話：0 9 8 - 8 6 1 - 2 1 1 3

※詳細は契約担当課までお問い合わせください。

公 告

那覇市公告第 223 号
令和 3 年 8 月 2 日
掲 示 済

那覇市安謝福祉複合施設（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）指定管理者募集について

令和 4 年 4 月 1 日からの那覇市安謝福祉複合施設（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）の指定管理を行う社会福祉法人を次の通り募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家（以下「本施設」という。）は、高齢者及び児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図るため設置された那覇市安謝福祉複合施設（以下「複合施設」という。）の一部を構成する施設として、平成 10 年 4 月 1 日から事業を開始しました。

那覇市では、児童館及び老人憩の家について、複合施設の地域福祉における役割の推進・充実、そしてさらなる市民の利便性の向上を図るため、令和 4 年 4 月 1 日からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要等

名 称	那覇市安謝福祉複合施設
管理名称	那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家
位 置	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号

2 指定の予定期間（議決事項）

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）

3 応募資格

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事業所等を有する社会福祉法人とします。
- (2) 条例第 3 条に規定する事業（類似する事業を含む）について、沖縄県内において 2 年以上実績を有すること。
- (3) 国税及び市税等の滞納がないこと。

- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていることと、応募の際に「共同事業体申請書」を提出すること。なお、「共同事業体申請書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。
共同事業体により応募する社会福祉法人は、別の共同事業体と重複又は単独で応募することはできません。

4 応募期間

那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定申請書(様式第1号)のほか、必要書類等を次の期間内に持参して下さい。

なお、必要な書類等が不備な場合や郵送、FAX等による申請は受け付けません。

- (1) 受付期間 令和3年8月2日(月)から令和3年9月30日(木)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)
- (3) 受付場所 那覇市福祉部チャージがんじゅう課(本庁舎2F)

5 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和3年8月2日(月)から令和3年9月30日(木)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)
- (3) 配布場所 那覇市福祉部チャージがんじゅう課(本庁舎2F)

※ホームページ

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/ikigai/ajsitekanri.html> からもダウンロードできます。

6 説明会の開催及び施設の視察

本施設の視察及び応募方法、提出書類等について説明会を開催します。

参加される方は開催日前日までに法人名、参加人数(1法人2人以内とします。)、連絡先等を担当者にご連絡ください。

- (1) 開催日時 令和3年8月17日(火)午後2時から3時
- (2) 開催場所 那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家1階
- (3) 留意事項 ※説明会及び施設視察へ参加できなかった場合も、応募可能です。
- (4) 連絡先 那覇市福祉部チャージがんじゅう課
総合事業グループ(担当者 安座間、吉浜)
電 話 098-862-9010
FAX 098-862-9648
E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

7 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付けます。適宜質問に対する回答

は、市のホームページで回答します。

- (1) 受付期間 令和 3 年 8 月 18 日 (水) から令和 3 年 9 月 17 日 (金) まで
- (2) 受付方法 質問書 (様式第 6 号) に質問の主旨を簡潔にまとめ、F A X 又は E - m a i l のいずれかで提出して下さい。なお、電話や口頭等による質問には原則として回答しません。
- (3) 送 付 先 那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課
F A X 098-862-9648
E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

8 提出書類等

応募を希望する団体は、次の書類 (正本 1 部、副本 8 部) 及び電子データ (各証明書を除く) を提出して下さい。共同事業体で応募する場合は法人毎 (※①・②・⑬・⑭の書類は共同事業体として) に提出して下さい。

副本は、原本を複写したもので構いません。提出書類一式をフラットファイル等に綴り、書類ごとにインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにして下さい。

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類等や資料等は返却しません。なお、提出された書類等は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがあります。

- ① 那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定申請書 (様式第 1 号)
- ② 那覇市安謝福祉複合施設指定管理者事業計画書 (様式第 2 号)
- ③ 定款又は寄付行為 (法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
- ④ 法人にあつては法人の登記事項に係る証明書
- ⑤ 役員の名簿及び履歴書
- ⑥ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑦ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度 (令和 2 年度) における期末の財産目録及び収支決算書
- ⑧ 指定申請の日の属する事業年度 (令和 3 年度) における事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 国税・市町村税の完納証明書
- ⑩ 直近 3 ヶ年の実績報告書 (様式第 3 号)
- ⑪ 応募資格要件に該当することの申立書 (様式第 4 号)
- ⑫ 那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家指定管理予定候補者選定評価採点表「6 その他」の項目を証明する資料の写し
- ⑬ 共同事業体申請書 (様式第 8 号) ※共同事業体で申請の場合のみ
- ⑭ 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の本施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書 (様式第 9 号)
- ⑮ その他市長が必要と認める書類

9 選定の方法等

選定の方法等

(1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうかちゃーがんじゅう課にて書類審査を行います。

(2) 選定委員会

指定管理予定候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会において、書類審査とプレゼンテーションによる審査を行います。

選定委員会は令和 3 年 10 月に予定しています。日時、場所等については、後日応募者に連絡します。

(3) 選定基準

選定委員会は、「那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家指定管理予定候補者選定評価採点表」を基本に公平かつ公正に審査し、選定します。

10 失格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この要項の内容を遵守しない場合
- (4) 那覇市安謝児童館又は那覇市安謝老人憩の家的一方でも指定管理料上限額を超える提案があった場合
- (5) その他不正行為があった場合

11 応募の辞退

応募書類の受付後に辞退する場合は、辞退届（様式第 7 号）をご提出して下さい。

12 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理予定候補者として選定された者には、決定通知を発送し、議会の議決（令和 3 年 11 月那覇市議会定例会予定）を経て指定管理者として指定します。

13 指定結果

応募された法人等には、指定又は不指定の通知書を議会終了後速やかに通知します。

14 指定管理者との協定締結

指定管理者を指定された者は、市長が定める協定書を本市と締結するものとします。

15 募集及び選定等スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定しています

- (1) 説明会の開催 令和 3 年 8 月 17 日（火）
- (2) 募集要項等の配布 令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 9 月 30 日（木）
- (3) 募集要項等に関する質問の受付
令和 3 年 8 月 18 日（水）から令和 3 年 9 月 17 日（金）
- (4) 質問への回答 適宜、市のホームページで回答します。
- (5) 申請の受付 令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 9 月 30 日（木）
- (6) 選定委員会 令和 3 年 10 月に予定
日時、場所等については、後日応募者に連絡します。
- (7) 議会の議決 令和 3 年 11 月市議会定例会（12 月予定）

(8) 協定の協議・締結 議決後から令和 4 年 3 月 31 日の間

16 問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課 担当：安座間、吉浜

住所 〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 2 階

電 話 098-862-9010

F A X 098-862-9648

E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

令 和 3 年 7 月 1 2 日

当選人の住所及び氏名について

令和 3 年 7 月 11 日執行の那覇市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名は、別紙のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

那覇市議会議員一般選挙 当選人(得票順)

住所	氏名
	奥間 亮
	平良 識子
	山田 マドカ
	坂井 浩二
	外間 有里
	大城 幼子
	幸地 わかえ
	吉里 明
	宇根 良也
	山川 典二
	普久原 朝日
	糸数 昌洋
	金城 亮太
	野原 嘉孝
	上原 快佐
	糸数 貴子
	翁長 俊英
	前田 千尋
	大山 孝夫
	與儀 喜邦

那霸市議会議員一般選挙 当選人(得票順)

住所	氏名
	比嘉 啓登
	久高 友弘
	西中間 久枝
	粟國 彰
	上里 直司
	吉嶺 努
	清水 磨男
	多和田 栄子
	前泊 美紀
	古堅 茂治
	上原 仙子
	我如古 一郎
	金城 直子
	奥間 綾乃
	中村 圭介
	瀬名波 奎
	當間 安則
	屋良 栄作
	湧川 朝涉
	花城 典史

